

湧別町地球温暖化対策実行計画策定業務委託 仕様書

1 業務の名称

湧別町地球温暖化対策実行計画策定業務委託

2 業務の目的

国では、2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減すると表明し、このことを踏まえた地球温暖化対策計画の改定が閣議決定された。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）が改正され、第21条第4項に基づき、実行計画に地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の施策やその実施に関する目標等を追加するよう努めることとされたところである。

本業務では、湧別町（以下「当町」という。）がカーボンニュートラルを実現するための具体的対策・施策等を検討するとともに、これら対策・施策等を推進することを目的とする、当町の地球温暖化対策実行計画の策定に係る支援業務を委託するものである。

3 業務の期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

4 業務の内容

環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編・算定手法編）」及び「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」に基づき適切な方法で行うこと。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえた計画を作成すること。

(1) 基礎情報の収集・整理・現状分析

基礎情報として、地球温暖化の現状と地球温暖化をめぐる国内外の動向を整理する。当町の自然的・経済的・社会的な観点から地域特性を示す基礎情報を収集し、当町の関連計画や国・道など戦略的に反映すべき計画との整理を行い、脱炭素社会実現に向けて解決すべき課題を整理する。また、町内における再生可能エネルギーの導入状況について情報収集を行い、課題等について現状分析を行う。

(2) 温室効果ガス排出量と将来推計

地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケースBAU）について推計を行う。また、温室効果ガス排出量の削減対策の効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計を、複数のパターンについて推計を行う。

(3) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

地域の温室効果ガス排出の将来推計を踏まえ、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を達成した社会に向けた脱炭素シナリオと将来ビジョンを作成する。なお、各行政計画も参考にしつつ、将来的に地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、カーボンニュートラルの実現に向けた施策による社会インフラや人々の行動の変化、脱炭素施策による地域の経済的・社会的課題の統合的な解決等を検討する。

(4) 再生可能エネルギーの導入目標の作成

温室効果ガスの将来推計に伴うシナリオに応じた再生可能エネルギーの導入目標を設定する。導入目標は、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルも考慮し、種別ごとに導入目標を設定する。また、再生可能エネルギー種別ごとの導入ポテンシャル、現状の当町のエネルギー消費量に対する温室効果ガスの削減効果を検証する。また、最新の再生可能エネルギー技術に関する情報や導入事例について調査し整理する。

上記の検討結果を踏まえ、地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。導入目標は2050年を最終年度とし、中期目標（2030年）も設定する。

(5) 政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

再生可能エネルギーの導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための政策及び指標の検討を行う。また、再生可能エネルギー等の適正・適地の概略検討を行うとともに、将来的な「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた重要な施策に関する構想の検討を行う。

(6) 施策のK P I 指標の検討

地方公共団体実行計画に盛り込むK P I 指標の検討・設定を行うこと。また、温室効果ガス排出量削減の実績把握方法を整理すること。

(7) 温対法に基づく「地域脱炭素化促進事業」に関する検討

町域の中で促進区域の設定が見込めるエリアを複数抽出し、エリアの中で想定される事業をそれぞれ検討すること。また、想定される事業の実施に当たって対象となる法規制を整理すること。当町の特性に即した取組及び基準を検討すること。

(8) 意識調査

①アンケート調査（町民・事業者対象）

町内2,000世帯及び町内の事業者300社程度を対象としたアンケート調査を実施し、温室効果ガスの実態、再エネ、省エネ機器等の導入の実態を把握し、温室効果ガス排出量削減目標の検討や今後の地球温暖化対策の検討の参考とすること。

受注者は、アンケートの調査項目の検討、作成、印刷、発送、回収、集計及び分

析を行い、アンケート調査結果報告書を作成すること。

なお、調査方法は郵送による配布・回収を想定しており、当町と協議の上決定することとし、アンケート調査に係る費用は受注者の負担とし、調査対象となる世帯等の抽出は当町が行う。

②ヒアリング調査（事業者対象）

町内の事業者 10 社程度を対象としたヒアリング調査を実施し、温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組や削減目標等を調査し、温室効果ガス排出量削減目標の検討や今後の地球温暖化対策の検討の参考とすること。

なお、調査方法は現地にて聞き取りを想定しており、当町と協議の上決定することとし、ヒアリング調査に係る費用は受注者の負担とし、アンケートの調査項目の検討、集計及び分析を行い、アンケート調査結果報告書を作成すること。

(9) パブリックコメントの実施支援

当町のホームページや広報等で公表するための関連資料の作成を支援する。また、パブリックコメントで寄せられた町民からの意見を取りまとめ、回答案を作成すること。

(10) 計画策定のための協議会の運営支援

①湧別町ゼロカーボン推進協議会（以下「協議会」という。）の開催（4 回程度）に当たり、当町の指示の下、受注者は資料作成の補助、会議への出席及び必要に応じて説明を行う。

②協議会に対して助言・提言等を行うため、専門的知見を有する外部有識者を 1 名以上出席させること。

なお、協議会への出席に係る事前調整、謝金及び旅費等は受注者の負担とする。

5 計画策定のスケジュール（予定）

期日等	実施内容
令和 6 年 6 月中旬	・ 本業務委託の契約締結 （基礎情報の収集・整理・現状分析等）
6 月下旬	・ 第 1 回協議会
7 月上旬	・ アンケート調査（町民・事業者） ・ ヒアリング調査（事業者）
10 月中旬	・ 第 2 回協議会（アンケート調査結果報告、 再エネ導入目標素案・実行計画区域施策編素 案提示・協議）

12月上旬	・第3回協議会（再エネ導入目標、実行計画 区域施策編協議）
12月中旬	・パブリックコメント実施（1か月間）
令和7月1月下旬	・第4回協議会（最終協議）

6 納品場所

湧別町役場企画財政課（北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地）

7 成果品（※電子データはMicrosoft Office Excel、Word 又はPowerPoint いずれかで作成したもの及びPDF ファイル）

(1) 受託者は、以下の成果品を提出するものとする。

①アンケート調査結果報告書

規 格 A4版縦サイズ、横書き、40 ページ程度

印 刷 30部、両面カラー、コート紙、中折針金製本

②湧別町地球温暖化対策実行計画

規 格 A4版縦サイズ、横書き、120 ページ程度

印 刷 30部、両面カラー、コート紙、レザック製本

③湧別町地球温暖化対策実行計画概要版

規 格 A4版縦サイズ、横書き、20 ページ程度

印 刷 50部、両面カラー、コート紙、中折針金製本

④上記データを格納した電子データ（CD-R 又はDVD-R）各1枚

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当町が保有するものとする。

(3) 成果品に含まれる受注者または第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

8 その他

(1) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様に基づいた計画を作成し、当町と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(2) 本業務に従事する者は、業務の遂行を十分になし得る知識及び経験並びに能力を有する者とする。

- (3) 受注者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守し、当町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は、解除された後においても同様とする。
- (4) 受注者は、本業務の遂行において当町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、当町と協議の上、貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了前に速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧することとする。
- (5) 本業務の遂行にあたって必要な経費は、この仕様書に明記のないものであっても、原則として、受注者の負担とする。
- (6) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度当町と協議を行い決定することとする。
- (7) 本業務は、環境省補助事業である「令和 5 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の第 1 号事業の活用を予定した業務であるため、当該補助金の趣旨を理解した上で業務を遂行することとする。